

2020年9月30日

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対する
 融資条件変更手数料の免除期間の延長について

株式会社京葉銀行（頭取 熊谷 俊行）は、新型コロナウイルス感染拡大により直接的・間接的な影響を受けられた事業者さま、個人のお客さまを対象に、融資条件変更手数料の免除を実施しておりますが、免除期間を延長いたしますのでお知らせします。

手数料免除の概要は下記のとおりです。

記

対象となる お客さま	新型コロナウイルス感染拡大により、 事業や生活に影響を受けられた法人及び個人のお客さま
実施期間	【延長前】 2020年3月16日（月）～2020年9月30日（水）お申し込み分まで 【延長後】 2020年3月16日（月）～2021年3月31日（水）お申し込み分まで
免除手数料	○事業性融資、住宅ローン、有担保ローン ^{※1} （33,000円、税込） ○無担保ローン ^{※2} （5,500円、税込）

※1 フリー住宅ローン、目的ローンアルファ2000など

※2 住宅ローン特典フリーローン、住宅ローン申込者用借換えローンなど

京葉銀行では全店（ローンプラザ含む）に「融資相談窓口」を設置しており、今後も資金繰り支援などさまざまな相談に対応してまいります。

以上